

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年12月25日（平成29年（行情）諮問第496号）

答申日：平成31年3月11日（平成30年度（行情）答申第468号）

事件名：関東信越厚生局及び近畿厚生局の平成29年度定員数の決定理由等が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「厚生局長，労働局長に連絡した平成29年度の定員に関する文書にある定員数に決定した理由や経緯，積算根拠等がわかるもののうち，関東信越厚生局及び近畿厚生局に係るもの」（以下「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成29年9月15日付け厚生労働省発地0915第5号により，厚生労働大臣（以下「厚生労働大臣」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，以下のとおりである。

行政機関が定員数を決定するためには，各種方針や行政ニーズ，必要となる事務量等を検討し，関係機関と調整等を行うプロセスが最低限必要となる。他行政機関に同文言で開示請求を行ったが，詳細に事務量等を計算して各部署職員の定員数を決定していることがわかる文書が開示されており，不開示となった案件はこれまでなかった。厚生労働省においても特定すべき文書が存在すると思われる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である開示請求者（以下，第3において「請求者」という。）は，平成29年7月14日付け（同月18日受付）で，処分庁に対して，法3条の規定に基づき，「厚生局長，労働局長に連絡した平成29年度の定員に関する文書にある定員数に決定した理由や経緯，積算根拠等がわかるもののうち関東信越厚生局及び近畿厚生局に係るもの」

に係る開示請求を行った。

- (2) これに対して、処分庁が、平成29年9月15日付け厚生労働省発地0915第5号により不開示決定（原処分）を行ったところ、請求者は、これを不服とし、同月23日付け（同月25日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法9条2項の規定により、不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

3 理由

(1) 地方厚生（支）局の定員及び人員配置について

定員とは、行政機関の所掌事務を遂行するために恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤職員の数であり、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和44年法律第33号）において、その総数の最高限度が定められている。

地方厚生（支）局の定員については、その合計数が厚生労働省定員細則に規定されているが、地方厚生（支）局ごとの定員数についての定めはなく、人員配置を行うに当たっては、地方厚生（支）局の定員数の範囲内で行っている。

(2) 原処分の妥当性について

各地方厚生（支）局の定員については、上記（1）のとおりであり、定員数を定めた規定は存在しないことから、開示請求対象行政文書が存在しないとする処分庁の判断は何ら不自然ではない。

なお、本件審査請求を受け、改めて処分庁に対し、本件審査請求に該当すると思われる文書を保有しているか確認を行ったが、当該文書の保有は確認できなかった。

このため、開示請求対象行政文書が存在しないとした原処分は妥当である。

4 請求者の主張について

請求者は、審査請求書において、「行政機関が定員数を決定するためには、各種方針や行政ニーズ、必要となる業務量等を検討し、関係機関と調整等を行うプロセスが最低限必要となる。」として「厚生労働省においても特定すべき文書が存在すると思われる。」と求めているが、本件対象文書の有無については、上記3のとおりである。

5 結論

以上のとおり、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年12月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成30年3月2日 審議
- ④ 同月28日 審査請求人から資料を收受
- ⑤ 平成31年2月20日 審議
- ⑥ 同年3月7日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、厚生労働省において特定すべき文書が存在すると思われるとして、原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、原処分は妥当としていることから、本件対象文書の保有の有無について、以下、検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書を保有していないことについて、諮問庁の理由説明書（上記第3の3）の記載及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し更に説明を求めさせたところによると、おおむね以下のとおりである。

ア 定員とは、行政機関の所掌事務を遂行するために恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤職員の数であり、行政機関の職員の定員に関する法律において、その総数の最高限度が定められている。

地方厚生局（支局を含む。以下同じ。）の定員については、その合計数が厚生労働省定員細則に規定されているが、地方厚生局ごとの定員数についての定めはない。

また、各地方厚生局の人員配置数等について、厚生労働省本省から各地方厚生局に対する通知等を行っていない。

イ 各地方厚生局の定員については、上記アのとおりであり、定員数を定めた規定は存在しないため、「関東信越厚生局及び近畿厚生局の定員数に決定した理由や経緯、積算根拠等がわかるもの」に該当する文書は、作成、取得しておらず、保有していないことから、開示請求対象行政文書が存在しないとする処分庁の判断は何ら不自然ではない。

ウ 本件審査請求を受け、改めて処分庁に対し、本件審査請求に該当すると思われる文書を保有しているか確認を行ったが、当該文書の保有は確認できなかった。

エ 限られた人員の下で業務を執行している事情は各地方厚生局において等しく同じであり、地方厚生局ごとの配置人員数（定員）の内訳については、厚生労働省定員細則により定められる地方厚生局の総

定員数の増減を基に、現在配置されている人員数、定員削減数、退職者数、採用者数等を総合的に勘案した上で、できるだけ業務執行体制に影響が生じないように、厚生労働省本省において決定しているところであり、人員配置についての積算根拠等は存在しない。

(2) 当審査会において行政機関の職員の定員に関する法令について確認したところ、以下のとおりであった。

ア 行政機関の職員の定員に関する法律 2 条の規定により、内閣の機関、内閣府及び各省の定員は、それぞれ政令で定めることとされている。

イ 行政機関職員定員令 2 条 2 項の規定により、各省の本省及び各外局別の定員は、同令 1 条 1 項に規定する当該省の定員の範囲内において、それぞれ省令で定めることとされている。

ウ 厚生労働省定員規則 2 条の規定により、本省の各内部部局、各施設等機関及び各地方支分部局別の定員並びに中央労働委員会の内部部局の定員は、同規則 1 条に定める本省又は中央労働委員会の定員の範囲内において、厚生労働大臣が別に定めることとされている。

エ 厚生労働省定員細則の規定により、地方厚生局の合計の定員は定められているが、地方厚生局ごとの定員は定められていない。

(3) 上記(2)を踏まえると、上記(1)の諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められず、これを覆すに足る事情も認められない。また、文書探索の範囲及び方法も不十分であるとはいえない。

したがって、厚生労働省において本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明は、是認せざるを得ない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第 3 部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子